

所得税法等の一部を改正する等の法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十三号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「ものを」を「もの（第三十三号の四において「青色事業専従者等」という。）を」に改め、同項第三十三号の二を同項第三十三号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三の四 源泉控除対象配偶者 居住者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が八十五万円以下である者をいう。

第二条第一項第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二 控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、合計所得金額が千万円以下である居住者の配偶者をいう。

第七条第一項第二号中「国外源泉所得（」の下に「国外にある有価証券の譲渡により生ずる所得として

政令で定めるものを含む。」を加える。

第十六条第三項中「及びその居所地の所轄税務署長」を削り、同条第四項中「及びその事業場等の所在地の所轄税務署長」を削り、同条第五項中「及び住所地（第二項の規定により事業場等の所在地を納税地としている者で住所地を有していない者については、居所地。以下この項において同じ。）の所轄税務署長」を削り、「その住所地」の下に「（同項の規定により事業場等の所在地を納税地としている者で住所を有していない者については、居所地）」を加え、同条第六項中「に係る所得税」を「の所得税」に改める。

第二十条中「及び異動後の納税地の所轄税務署長」を削る。

第二十四条第一項中「もの及び」を「もの並びに」に改め、「」によるもの」の下に「及び株式分配（同法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配をいう。以下この項及び次条において同じ。）」を、「分割型分割によるもの」の下に「及び株式分配」を加え、「次条第一項第三号」を「次条第一項第四号」に改める。

第二十五条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号と

し、同項第三号中「よるもの」の下に「及び株式分配」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該法人の株式分配（法人税法第二条第十二号の十五の三に規定する適格株式分配を除く。）

第五十七条の四第一項中「第二条第十二号の六の四」を「第二条第十二号の六の三」に、「同条第十二号の十六」を「同条第十二号の十七」に、「適格株式交換」を「適格株式交換等」に、「資産が交付されなかつたもの」を「資産が交付されなかつた株式交換」に改める。

第七十九条第二項及び第三項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第八十三条第一項中「三十八万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、四十八万円）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その居住者の第二条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（以下この項及び次条第一項において「合計所得金額」という。）が九百万円以下である場合 三十八万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、四十八万円）

二 その居住者の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合 二十六万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、三十二万円）

三 その居住者の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合 十三万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、十六万円）

第八十三条の二第一項中「他の居住者の扶養親族とされる者並びに第五十七条第一項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するもの」を「第二条第一項第三十三号（定義）に規定する青色事業専従者等」に改め、「第二条第一項第三十号（定義）に規定する」を削り、「（以下この項及び次項において「合計所得金額」という。）が七十六万円未満」を「が百二十三万円以下」に改め、「該当しないもの」の下に「（合計所得金額が千万円以下である当該居住者の配偶者に限る。）」を加え、「その配偶者の区分」を「場合の区分」に改め、同項各号を次のように改める。

一 その居住者の合計所得金額が九百万円以下である場合 その居住者の配偶者の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合計所得金額が八十五万円以下である配偶者 三十八万円

ロ 合計所得金額が八十五万円を超え百二十万円以下である配偶者 三十八万円からその配偶者の合計所得金額のうち八十三万一千円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないものうち最も多い金額とする。）を控除した金額

ハ 合計所得金額が百二十万円を超える配偶者 三万円

二 その居住者の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合 その居住者の配偶者の前号イからハまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める金額の三分の二に相当する金額（当該金額に一万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額）

三 その居住者の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合 その居住者の配偶者の第一号イからハまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める金額の三分の一に相当する金額（当該金額に一万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額）

第八十三条の二第二項中「同項に規定する居住者の合計所得金額が千万円を超える場合及び」を削る。

第八十五条第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条第三項中「第七十九条」の下に「又は第八十一条」を、「その他の控除対象配偶者」の下に「若しくはその他の同一生計配偶者」を加え、同条第四項及び第六項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第九十五条第十項中「書類の」を「書類（以下この項において「明細書」という。）の」に、「同項」を「第一項」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる控除対象外国所得税の額その他の財務省令で定める金額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該明細書に当該」に改め、同条第十一項中「は、当該各年分の申告書等にこの項前段の規定により添付された書類に」を「の計算の基礎となる」に、「として記載された金額を基礎として計算した」を「その他の財務省令で定める金額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該各年分の申告書等にこの項前段の規定により添付された書類に当該計算の基礎となる金額として記載された」に改める。

第二百二十条第三項第一号中「医療費控除」を削り、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の規定による申告書に医療費控除に関する事項の記載をする居住者が当該申告書を提出する場

合には、次に掲げる書類を当該申告書に添付しなければならない。

一 当該申告書に記載した医療費控除を受ける金額の計算の基礎となる第七十三条第二項（医療費控除）に規定する医療費（次項において「医療費」という。）の額その他の財務省令で定める事項（以下この項において「控除適用医療費の額等」という。）の記載がある明細書（次号に掲げる書類が当該申告書に添付された場合における当該書類に記載された控除適用医療費の額等に係るものを除く。）

二 高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項（定義）に規定する保険者又は同法第四十八条（広域連合の設立）に規定する後期高齢者医療広域連合の当該居住者が支払った医療費の額を通知する書類として財務省令で定める書類で、控除適用医療費の額等の記載があるもの

5 税務署長は、前項の申告書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申告書を提出した者（以下この項において「医療費控除適用者」という。）に対し、当該申告書に係る確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第二号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する還付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日）の翌日から起算して五年を

経過する日（同日前六月以内に同法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求があつた場合には、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日）までの間、前項第一号に掲げる書類に記載された医療費につきこれを領収した者のその領収を証する書類の提示又は提出を求めることができず。この場合において、この項前段の規定による求めがあつたときは、当該医療費控除適用者は、当該書類を提示し、又は提出しなければならない。

第二百二十二条第三項中「第五項」を「第七項」に改める。

第二百二十三条第一項第二号及び第三号中「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「第五項」を「第七項」に改める。

第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項中「第五項」を「第七項」に改める。

第二百五十七条第四項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に、「株式交換」を「同条第十二号の十六に規定する株式交換等」に改める。

第六百六十五条の六第七項中「同条第一項」と、「」を「同条第一項」と、「」に、「同項に」を「同項に」に、「次項」を「以下この項及び次項」に、「同項」を「第一項」に、「同条第一項」

を「一、同条第一項」に改める。

第百六十六条中「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第百八十五条第一項第一号中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改め、同項第二号中「控除対象配偶者及び」を「源泉控除対象配偶者及び」に、「これらの控除対象配偶者」を「当該源泉控除対象配偶者」に改める。

第百八十六条第一項第一号イ及びロ並びに第二項第一号中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改める。

第百八十七条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「（これらの）」を「（当該）」に改める。

第百九十条第二号ハ中「（これらの）」を「（当該）」に、「されたこれらの」を「された」に改め、「控除対象配偶者及び」及び「控除対象配偶者又は」を削り、「応じ」を「応じ、」に改め、「から第八十三条まで」を削り、「（控除等）」を「（控除）」、第八十二条（勤労学生控除）に改め、「配偶者控除の額」を削り、同号二中「配偶者特別控除申告書」を「配偶者控除等申告書」に改め、「が千万円以下であるかどうか」を削り、「当該申告書に記載された」の下に「控除対象配偶者又は」を加え、「当該配偶者

が」を「当該控除対象配偶者又は配偶者が第九十四条第四項又は」に、「同項」を「これらの規定」に改め、「提示がされた」の下に「控除対象配偶者又は」を加え、「その配偶者が」を「その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当するかどうか、その控除対象配偶者又は配偶者が」に、「その配偶者の」を「その控除対象配偶者又は配偶者の」に改め、「応じ」の下に「第八十三条（配偶者控除）又は」を、「計算した」の下に「配偶者控除の額又は」を加える。

第九十四条第一項第三号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項第四号中「控除対象配偶者の」を「源泉控除対象配偶者の」に改め、「並びに控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実」を削り、同項第六号及び第七号中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改め、同条第五項中「配偶者控除の額」を削る。

第九十五条第一項中「配偶者控除の額」を「源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額」に改め、同項第二号から第四号までの規定及び同条第三項中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改める。

第九十五条の二の見出しを「（給与所得者の配偶者控除等申告書）」に改め、同条第一項中「同条第

二号二に掲げる」の下に「配偶者控除の額又は」を加え、同項第三号中「第八十三条の二第一項」を「控除対象配偶者又は第八十三条の二第一項」に改め、「氏名」の下に「個人番号」を、「その者が」の下に「老人控除対象配偶者又は」を加え、同条第二項中「申告書に」の下に「控除対象配偶者又は」を加え、同条第三項中「配偶者特別控除申告書」を「配偶者控除等申告書」に改める。

第百九十八条第六項中「又は従たる給与についての扶養控除等申告書」を「従たる給与についての扶養控除等申告書又は給与所得者の配偶者控除等申告書」に、「控除対象配偶者、」を「源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者、」に、「控除対象配偶者等」を「源泉控除対象配偶者等」に、「及び第百九十五条第一項」を「、第百九十五条第一項及び第百九十五条の二第一項」に改める。

第二百三条の三第一号二中「に控除対象配偶者」を「に源泉控除対象配偶者」に、「当該控除対象配偶者」を「当該源泉控除対象配偶者」に、「控除対象配偶者」に、「源泉控除対象配偶者」に改め、同号へ中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「これらの」を「当該」に改める。

第二百三条の五第一項第三号中「控除対象配偶者の」を「源泉控除対象配偶者の」に、「控除対象配偶

者が」を「源泉控除対象配偶者が」に改め、同項第五号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項第六号中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改め、同条第九項中「控除対象配偶者、」を「源泉控除対象配偶者、同一生計配偶者、」に、「控除対象配偶者等」を「源泉控除対象配偶者等」に改める。

第二百二十八条の四第四項中「第二百二十七条」を「第二百二十八条」に改める。

別表第二の注(一)中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改め、同表の備考(一)(4)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「これらの」を「当該」に改める。

別表第三の注(一)中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改め、同表の備考(一)(4)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「これらの」を「当該」に改める。

別表第四の注(一)中「控除対象配偶者」を「源泉控除対象配偶者」に改め、同表の備考(一)中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「これらの」を「当該」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「外国税額（第八十一条の五）」を「外国税額等（第八十一条の五・第八十一条の五の二）」に改める。

第二条第十二号の二及び第十二号の三中「及び」を「又は」に改め、同条第十二号の六中「次号及び第十二号の十五」を「以下この条」に改め、同号イ中「資本剰余金の額の減少に伴うもの及び」を削り、同号口中「第二十四条第一項第三号から第六号まで」を「第二十四条第一項第五号から第七号まで」に改め、同号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 解散による残余財産の分配

第二条第十二号の六を同条第十二号の五の二とし、同条第十二号の六の二を同条第十二号の五の三とし、同条第十二号の六の三を同条第十二号の六とし、同号の次に次の一号を加える。

十二の六の二 株式交換等完全子法人 株式交換完全子法人及び株式交換等（株式交換を除く。）に係る第十二号の十六に規定する対象法人をいう。

第二条第十二号の六の四を同条第十二号の六の三とし、同号の次に次の一号を加える。

十二の六の四 株式交換等完全親法人 株式交換完全親法人並びに株式交換等（株式交換を除く。）に

係る第十二号の十六イ及びロに規定する最大株主等である法人並びに同号ハの一の株主等である法人をいう。

第二条第十二号の八中「及び合併」を「合併」に、「資産を」を「資産及び合併の直前において合併法人が被合併法人の発行済株式等の総数又は総額の三分の二以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合における当該合併法人以外の株主等に交付される金銭その他の資産を」に改め、同号ロ(1)中「に従事することが見込まれていること（当該合併後に当該合併法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該合併後に当該合併法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）」を「（当該合併後に行われる適格合併により当該被合併法人の当該合併前に行う主要な事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該適格合併に係る合併法人の業務を含む。）に従事することが見込まれていること」に改め、同号ロ(2)を次のように改める。

- (2) 当該合併に係る被合併法人の当該合併前に行う主要な事業が当該合併後に当該合併に係る合併法人（当該合併後に行われる適格合併により当該主要な事業が当該適格合併に係る合併法人に移

転することが見込まれている場合には、当該適格合併に係る合併法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

第二条第十二号の八八中「営む」を「行う」に改め、同条第十二号の九イ中「第十二号の十六」を「第十二号の十七」に改め、同条第十二号の十一中「株主等」を「発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等」に改め、同号ロ(1)中「営む」を「行う」に、「営まれる」を「行われる」に改め、「（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な資産及び負債が、当該分割により当該分割承継法人に移転し、当該適格合併により当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれていること。）」を削り、同号ロ(2)中「に従事する」とが見込まれていること（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該分割後に当該分割承継法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）を「（当該分割後に行われる適格合併により当該分割事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人の業務を含む。）に従事することが見込まれていること」に改め、同号ロ(3)を

次のように改める。

- (3) 当該分割に係る分割事業が当該分割後に当該分割承継法人（当該分割後に行われる適格合併により当該分割事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

第二条第十二号の十一ハ中「営む」を「行う」に改め、同号に次のように加える。

- 二 その分割（一の法人のみが分割法人となる分割型分割に限る。）に係る分割法人の当該分割前に行う事業を当該分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割として政令で定めるもの

第二条第十二号の十四ロ(1)中「営む」を「行う」に、「営まれる」を「行われる」に改め、「（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な資産及び負債が、当該現物出資により当該被現物出資法人に移転し、当該適格合併により当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれていること。）」を削り、同号ロ(2)中「に従事することが見込まれていること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見

込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。」を「（当該現物出資後に行われる適格合併により当該現物出資事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人の業務を含む。）に従事することが見込まれていること」に改め、同号ロ(3)を次のように改める。

- (3) 当該現物出資に係る現物出資事業が当該現物出資後に当該被現物出資法人（当該現物出資後に行われる適格合併により当該現物出資事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

第二条第十二号の十四八中「営む」を「行う」に改め、同条第十二号の十五の次に次の二号を加える。

十二の十五の二 株式分配 現物分配（剰余金の配当又は利益の配当に限る。）のうち、その現物分配の直前において現物分配法人により発行済株式等の全部を保有されていた法人（次号において「完全子法人」という。）の当該発行済株式等の全部が移転するもの（その現物分配により当該発行済株式

等の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該現物分配法人との間に完全支配関係がある者のみである場合における当該現物分配を除く。）をいう。

十二の十五の三 適格株式分配 完全子法人の株式のみが移転する株式分配のうち、完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として政令で定めるもの（当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数（出資にあつては、金額）の割合に応じて交付されるものに限る。）をいう。

第二条第十二号の十八を同条第十二号の十九とし、同条第十二号の十七ロ(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 当該株式移転に係る各株式移転完全子法人の当該株式移転の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該株式移転完全子法人の業務（当該株式移転後に行われる適格合併又は当該株式移転完全子法人を分割法人若しくは現物出資法人とする適格分割若しくは適格現物出資（ロにおいて「適格合併等」という。）により当該株式移転完全子法人の当該株式移転前に行う主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出

資法人（口において「合併法人等」という。）に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人等の業務を含む。）に引き続き従事することが見込まれていること。

- (2) 当該株式移転に係る各株式移転完全子法人の当該株式移転前に行う主要な事業が当該株式移転完全子法人（当該株式移転後に行われる適格合併等により当該主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人等に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人等を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

第二条第十二号の十七八中「営む」を「行う」に改め、同号を同条第十二号の十八とし、同条第十二号の十六中「適格株式交換」を「適格株式交換等」に、「株式交換で株式交換完全子法人の株主に株式交換完全親法人」を「株式交換等で株式交換等完全子法人の株主等に株式交換等完全親法人」に、「当該株主」を「当該株主等」に、「及び株式交換」を「株式交換等」に、「資産を」を「資産、株式交換の直前において株式交換完全親法人が株式交換完全子法人の発行済株式（当該株式交換完全子法人が有する自己の株式を除く。）の総数の三分の二以上に相当する数の株式を有する場合における当該株式交換完全親法人以外の株主に交付される金銭その他の資産、前号イの取得の価格の決定の申立てに基づいて交付され

る金銭その他の資産及び同号ハの取得の対価として交付される金銭その他の資産を」に改め、同号ロ中「株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人」を「株式交換等に係る株式交換等完全子法人と株式交換等完全親法人」に、「株式交換のうち」を「株式交換等のうち」に改め、同号ロ(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 当該株式交換等完全子法人の当該株式交換等の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該株式交換等完全子法人の業務（当該株式交換等後に行われる適格合併又は当該株式交換等完全子法人を分割法人若しくは現物出資法人とする適格分割若しくは適格現物出資（ロにおいて「適格合併等」という。）により当該株式交換等完全子法人の当該株式交換等前に行う主要な事業が当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（ロにおいて「合併法人等」という。）に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人等の業務を含む。）に引き続き従事することが見込まれていること。

- (2) 当該株式交換等完全子法人の当該株式交換等前に行う主要な事業が当該株式交換等完全子法人（当該株式交換等後に行われる適格合併等により当該主要な事業が当該適格合併等に係る合併法